

分類番号	青経－１－２
制定日	平成14年10月2日
改正日	平成22年12月4日
改正日	平成29年4月1日
改正日	令和元年10月17日
改正日	令和7年3月31日
改正日	令和8年3月6日

割引乗車券発売規則

青い森鉄道株式会社

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この規則は、旅客が、青い森鉄道株式会社（以下「当社」という。）の経営する鉄道（以下「当社線」という。）及び旅客の連絡運輸の取扱いをする会社線（以下「連絡会社線」という。）を乗車する場合に適用する。

2 この規程の定めていない事項については、旅客営業に関する一般の規定による。

(乗車券の種類)

第2条 旅客運賃を割引して発売する乗車券の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 身体障害者割引乗車券
- (2) 知的障害者割引乗車券
- (3) 精神障害者割引乗車券

第2章 身体障害者旅客運賃割引

(身体障害者)

第3条 この章において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第1号に掲げる障害種別に該当するものをいう。

2 身体障害者手帳の様式は、様式第1号によるものとする。

3 身体障害者の割引種別は別表第1号のとおりとし、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により判別する。

(介護者)

第4条 この章において「介護者」とは、第1種身体障害者又は定期乗車券を使用する12才未満の第2種身体障害者に随伴する旅客（身体障害者1人に対して1人に限る。）であって、係員が介護能力があると認める者をいう。

2 前項の介護者が使用する乗車券は、身体障害者が使用する乗車券と種類・乗車区間及び有効期間が同一のものであって、かつ、身体障害者が使用する乗車券と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

第5条 身体障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。

(1) 普通乗車券

第1種身体障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。

(2) 定期乗車券（持参人式通勤定期乗車券及びシニア寿定期券を除く。）

第1種身体障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合、第2種身体障害者が単独で乗車する場合及び12歳未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

(3) 普通回数乗車券

第1種身体障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。

- 2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券、通学学期定期乗車券又は通学片道定期乗車券（以下これらを「通学定期乗車券等」という。）を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券等の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券等を発売しない。

(取扱区間)

第6条 身体障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当社線及び連絡会社線の各駅相互区間とする。ただし、身体障害者が普通乗車券によって単独で乗車する場合は、片道の営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。
- (2) 前号ただし書きの規定にかかわらず、当社線及びI G Rいわて銀河鉄道株式会社線の各駅相互区間においては、割引の取扱いをする。

(割引率)

第7条 身体障害者及び介護者に対して発売する乗車券の割引率は、5割とする。ただし、小児の定期旅客運賃に対しては、割引をしない。

(割引乗車券の購入申込み)

第8条 身体障害者が割引乗車券を購入する場合は、有効な身体障害者手帳を発売箇所にも呈示し、口頭又は適宜な申込書をもって必要な割引乗車券の申込みをしなければならない。

(介護者の同行)

第9条 第4条第2項に規定するところにより購入した乗車券は、身体障害者と、その介護者とが、同一の列車に乗車する場合に限って有効とする。

(旅客運賃の払いもどし)

第10条 第4条第2項に規定するところにより購入した乗車券に対する旅客運賃の払いもどしは、身体障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限って取り扱う。

(身体障害者手帳の携帯)

第11条 身体障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車中は、有効な身体障害者手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

第3章 知的障害者旅客運賃割引

(知的障害者)

第12条 この章において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」(昭和48年9月厚生省発見第156号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。

2 療育手帳の様式は、様式第2号によるものとする。

3 前項に定める知的障害者の割引種別は次に掲げる各号のとおりとし、療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により判別する。

(1) 「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者をいう。

ア 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のも

イ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のも

(2) 「第2種知的障害者」とは、前号以外の者をいう。

(介護者)

第13条 この章において「介護者」とは、第1種知的障害者又は定期乗車券を使用する12才未満の第2種知的障害者に随伴する旅客(知的障害者1人に対して1人に限る。)であって、係員が介護能力があると認める者をいう。

2 前項の介護者が使用する乗車券は、知的障害者が使用する乗車券と種類・乗車区間及び有効期間が同一のものであって、かつ、知的障害者が使用する乗車券と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

第14条 知的障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。

(1) 普通乗車券

第1種知的障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種知的障害者が単独で乗車する場合に発売する。

(2) 定期乗車券(持参人式通勤定期乗車券及びシニア寿定期券を除く。)

第1種知的障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合、第2種知的障害者が単独で乗車する場合及び12歳未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

(3) 普通回数乗車券

第1種知的障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種知的障害者が単独で乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券等を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券等の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券等を発売しない。

(取扱区間)

第 15 条 知的障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 当社線及び連絡会社線の各駅相互区間とする。ただし、知的障害者が普通乗車券によって単独で乗車する場合は、片道の営業キロが 100 キロメートルをこえる区間に限る。

(2) 前号ただし書きの規定にかかわらず、当社線及び I G R いわて銀河鉄道株式会社線の各駅相互区間においては、割引の取扱いをする。

(割引率)

第 16 条 知的障害者及び介護者に対して発売する乗車券の割引率は、5 割とする。ただし、小児の定期旅客運賃に対しては、割引をしない。

(割引乗車券の購入申込み)

第 17 条 知的障害者が割引乗車券を購入する場合は、有効な療育手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもって必要な割引乗車券の申込みをしなければならない。

(介護者の同行)

第 18 条 第 13 条第 2 項に規定するところにより購入した乗車券は、知的障害者と、その介護者とが、同一の列車に乗車する場合に限って有効とする。

(旅客運賃の払いもどし)

第 19 条 第 13 条第 2 項に規定するところにより購入した乗車券に対する旅客運賃の払いもどしは、知的障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限って取り扱う。

(療育手帳の携帯)

第 20 条 知的障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車中は、有効な療育手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

第 4 章 精神障害者旅客運賃割引

(精神障害者)

第 21 条 この章において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

2 精神障害者保健福祉手帳の様式は、様式第 3 号によるものとする。

3 精神障害者の割引種別は別表第 2 号のとおりとし、精神障害者保健福祉手帳の「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄の記載により判別する。

(介護者)

第 22 条 この章において「介護者」とは、第 1 種精神障害者又は定期乗車券を使用する 12

才未満の第2種精神障害者に随伴する旅客（精神障害者1人に対して1人に限る。）であって、係員が介護能力があると認める者をいう。

- 2 前項の介護者が使用する乗車券は、精神障害者が使用する乗車券と種類・乗車区間及び有効期間が同一のものであって、かつ、精神障害者が使用する乗車券と同時に購入するものでなければならない。

（割引乗車券の種類）

第23条 精神障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券

第1種精神障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種精神障害者が単独で乗車する場合に発売する。

- (2) 定期乗車券（持参人式通勤定期乗車券及びシニア寿定期券を除く。）

第1種精神障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合、第2種精神障害者が単独で乗車する場合及び12歳未満の第2種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

- (3) 普通回数乗車券

第1種精神障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種精神障害者が単独で乗車する場合に発売する。

- 2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、精神障害者に対して通学定期乗車券等を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

（注）介護者が通学定期乗車券等の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券等を発売しない。

（取扱区間）

第24条 精神障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当社線及び連絡会社線の各駅相互区間とする。ただし、精神障害者が普通乗車券によって単独で乗車する場合は、片道の営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。

- (2) 前号ただし書きの規定にかかわらず、当社線及びI G Rいわて銀河鉄道株式会社線の各駅相互区間においては、割引の取扱いをする。

（割引率）

第25条 精神障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児の定期乗車券に対しては、割引をしない。

（割引乗車券の購入申込み）

第26条 精神障害者が割引乗車券を購入する場合は、精神障害者保健福祉手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもって必要な乗車券の申込みをしなければならない。

(介護者の同行)

第 27 条 第 22 条第 2 項に規定するところにより購入した乗車券は、精神障害者と、その介護者とが、同一の列車に乗車する場合に限って有効とする。

(旅客運賃の払いもどし)

第 28 条 第 6 条第 2 項に規定するところにより購入した乗車券に対する旅客運賃の払いもどしは、精神障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限って取り扱う。

(精神障害者保健福祉手帳の携帯)

第 29 条 精神障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車中は、精神障害者保健福祉手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

附 則

この規則は、平成 14 年 10 月 2 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 12 月 4 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 10 月 17 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 14 日から施行する。

別表第1号（第3条）

身体障害者の障害種別及び割引種別

障害種別		等級及び割引種別	第1種身体障害者 (本人及び介護者)	第2種身体障害者 (本人)
視覚障害			1級から3級 及び4級の1	4級の2、4級の 3、5級 及び6級
聴覚又は平衡機能の障 害	聴覚障害		2級及び3級	4級及び6級
	平衡機能障害		—	3級及び5級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害			—	3級及び4級
肢 体 不 自 由	上肢		1級、2級の1 及び2級の2	2級の3、2級の4 及び3級から6級
	下肢		1級、2級 及び3級の1	3級の2、3級の3 及び4級から6級
	体幹		1級から3級	5級
	乳幼児期以前の 非進行性の脳病 変による運動機 能障害	上肢機能		1級から2級
移動機能			1級から3級	4級から6級
心臓、じん臓若しくは 呼吸器又はぼうこう若 しくは直腸、小腸、ヒト 免疫不全ウイルスによ る免疫若しくは肝臓の 機能の障害	心臓、じん臓若し くは呼吸器又は小 腸の機能障害		1級、3級及び4 級	—
	ぼうこう又は直腸 の機能障害		1級及び3級	4級
	ヒト免疫不全ウィ ルスによる免疫又 は肝臓の機能障害		1級から4級	—

(注1) 上記の障害種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号（平成22年4月1日現在）によるものとする。

(注2) 上記左欄に掲げる障害を2つ以上有し、その障害の総合の程度が上記第1種身体障害者欄に準ずる者も第1種身体障害者とする。

別表第2号（第21条）

精神障害者の割引種別

割引種別	障害等級	精神障害の状態
第1種精神障害者	1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
第2種精神障害者	2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

（注）上記の障害等級及び精神障害の状態は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」（昭和25年政令第155号）第6条によるものである。

様式第2号（第12条）

療育手帳の様式

1 事務次官通知により示された様式

(表紙)

療育手帳

〇〇〇県(市)

(1ページ)

写真（縦4cm
横3cmで撮影
して上半身を
写したもの）

第 号

平成 年 月 日交付

氏 名

〔明治
大正
昭和
平成〕 年 月 日生

〇〇〇県(市) 印

— (1) —

(2ページ)

本人			
性別	住 所		
男			
女			
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第一種、第二種知的障害者			
保 護 者			
氏 名	続 柄	職 業	電 話
住 所			

— (2) —

(17ページ)

5 この手帳の判定欄の「A」「B」の記号は、障害の程度を示すもので、「A」は重症、「B」はそれ以外を意味します。

6 電車、バス、飛行機などの交通機関を割引運賃で使うときには、切符を買うときにこの手帳を提示するとともに、乗車中もかならずこの手帳をおもち下さい。

7 手帳を使えなくなることがありますので判定の記録欄に記載された「次の判定年月」までに児童相談所又は知的障害者更生相談所の判定を受けて下さい。

— (17) —

2 「カード型療育手帳の仕様について」（平成27年11月18日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡）により示された様式

療育手帳 〇〇県(市) 第 号

交付 再交付

氏 名	生 性別	写真 2.7 × 2.0cm
住所	続柄	
保護者氏名	住所	
障害の程度(総合判定)		
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額		
航空割引		
判定年月日	〇 〇 県(市)	公印 1.2× 1.2cm
判定機関	身体障害 級	
合併障害		
次の判定年月		

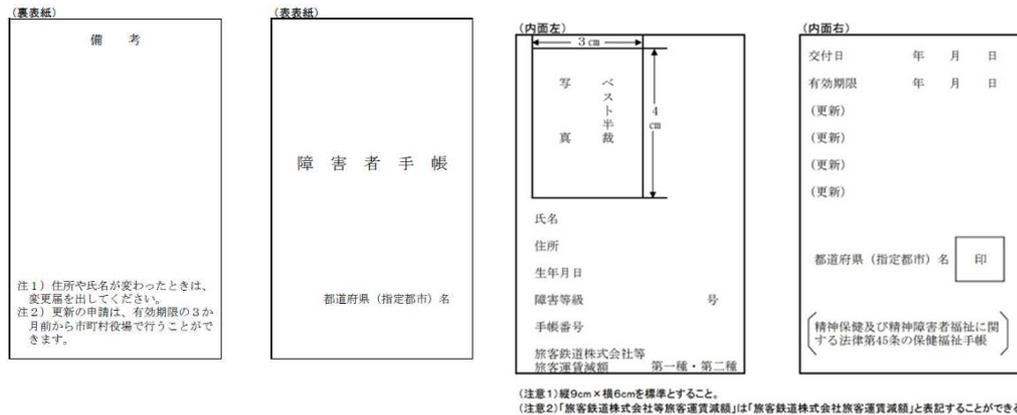
(注) 「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について（通知）」（令和4年1月18日国鉄事第602号国土交通省鉄道局長通知）によるものは、第17条に定める割引乗車券類の購入申込みの際並びに第20条に定める乗降の際及び乗車中の呈示に限り、注1に掲げる様式による療育手帳に代わるものとする事ができる。

様式第3号（第21条）

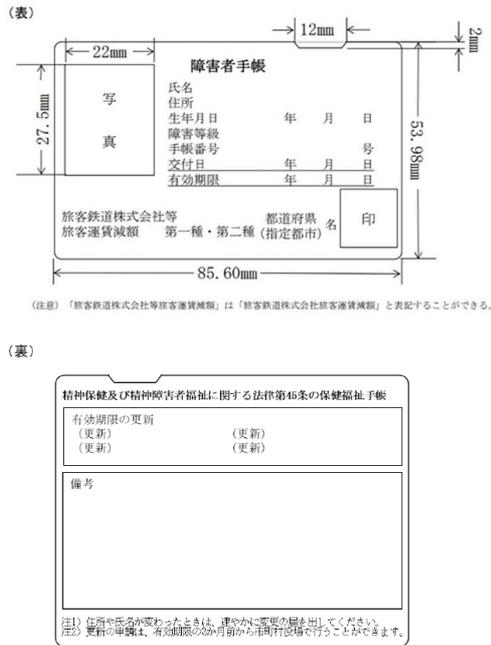
精神障害者保健福祉手帳の様式

「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）により示された様式

1 紙様式（例）



2 カード様式（例）



(注) 「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について（通知）」（令和4年1月18日国鉄事第602号国土交通省鉄道局長通知）によるものは、当社線及びIGRいわて銀河鉄道線の各駅相互区間において、第26条に定める割引乗車券の購入申込みの際並びに第29条に定める乗降の際及び乗車中の呈示に限り、前各項に掲げる様式による精神障害者保健福祉手帳に代わるものとする事ができる。